**貨物運送委託基本契約書**

株式会社○○○○（以下、「甲」という。）と一般貨物自動車運送事業を営む△△△△株式会社（以下、「乙」という。）は甲の指定する商品の運送に関し、以下の通り契約を締結する。

第１条（目的）

甲は乙に、甲の指定する内容の運送業務（以下、「本件業務」という。）を委託し、その対価として所定の委託料を乙に支払うことを約し、乙はこれを有償で引受ける。

第２条（業務の範囲）

甲が乙に委託する業務は次の通りとする。

1. 甲の指定する商品を○○から甲指定の場所への運送、納品業務

②　前号に定める業務に付帯する業務で甲乙が合意した業務

第３条（委託料）

甲の本件業務にかかる業務委託料は、甲乙協議し、別紙覚書の料金表により定めるものとする。

２　次の料金については前項で定める通常運送料金の範囲には含めず、料金を追加することとする。尚、下記付帯業務が基本業務に含まれる場合、甲乙双方による書面による同意文書を作成することとする。

　甲の指示による待機時間、荷積み、荷卸し、商品の仕分け作業、休日割増、深夜割増、早朝割増、有料道路利用料、架装費用

第４条（委託料の改定）

委託料は、契約期間中といえども、経済情勢の変動、燃料の高騰、公租公課の変更、その他の事由により不相当となったときは、甲乙協議のうえ改定することができるものとする。

第５条（支払方法及び期限）

乙は第３条に定める委託料を毎月○日をもって締切り、翌月○日までに甲に消費税を加算して請求書を提出し、甲は翌月○日に乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。ただし、指定日が金融機関休業日の場合は翌営業日とする。尚、振込手数料は甲の負担とする。

第６条（善管注意義務）

乙は本件業務の実施にあたって、善良なる管理者の注意義務をもって業務を遂行するものとする。

第７条（権利譲渡の禁止）

甲および乙は、本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

第８条（貨物の受渡方法及び運送責任の分野）

貨物の甲・乙両者間における発着扱いは送り状と積込明細書と貨物を照合して受渡しする。発送貨物は、甲が乙に引渡したときから乙の責任とする。

第９条（運送保険）

車両保険及び積荷保険の費用は甲の負担とする。尚、荷主の要求にて附した運送保険は申込みを受けた甲又は乙にて取り扱うものとする。

第１０条（損害賠償）

本件業務遂行中に、乙の故意または過失により商品に汚損、毀損および紛失などの損害を甲に与えた場合は、乙は、商品の原価を限度とし、その損害を賠償する。（但し、直接損害に限る。）

２　乙が本件業務遂行中に、乙または乙の従業員の故意または過失により甲に対し損害を与えた場合は、標準貨物自動車運送約款（又は関連法令）に基づきその損害賠償の責を負うものとする。

３　乙は、自己の責に帰する事のできない事由、または天災地変などにより、本件業務を遂行することができなかった場合に生じた損害については、免責されるものとする。

第１１条（交通事故）

本件業務上で発生した交通事故については、乙が責任をもって処理するものとし、甲はその責を負わないものとする。乙は警察及び甲、その他必要な機関にただちに連絡することとする。

第１２条 （契約期間）

本契約の有効期間は､平成○○年○月○日から平成○○年○月○日までとする。ただし、期間満了の３か月前までに双方より書類による別段の意思表示がないときは、本契約は同一条件にて更に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

第１３条（中途解約）

甲および乙は本契約期間中であっても、正当な理由のある場合相手方への文書による３か月前の予告により、本契約を解約することができる。

２　甲からの解約が３カ月未満の場合になされる場合、過去３カ月平均売上の代金を基準とし３カ月を満たす期間の分の料金を甲は乙に支払うこととする。

第１４条（本件車両の買い取りについて）

　　本件業務を遂行するために甲が指定する車両の購入が必要な場合、乙が購入するが、当該車輌の支払が完了する前でかつ２年以内に本件業務が解約となる場合は甲は車両価格の残り債務について負うものとする。

第１５条（契約の解除）

本契約につき、甲、乙の何れかが、不履行を生じた場合には、前条の規定にかかわらず、何ら通知催告を要することなく本契約を直ちに解除できるものとし、損害を蒙った当事者は本契約に違背した当事者に対してその蒙った損害の賠償を請求できるものとする。

第１６条（契約の定めのない事項）

本契約に定めなき事項、及び疑義を生じた事項については標準貨物自動車運送約款及び慣習、その他法令に従い、甲乙ともに誠意を持って協議の上決定する。

第１７条（管轄裁判所）

本契約に関し、裁判上の解決を要する場合は、乙の○○地方裁判所及び簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の締結を証するため本契約書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自１通を保有するものとする。

平成○○年○月○日

甲

　乙